

行政監査の着眼点

着 眼 点	関 係 法 令
<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 基本的視点</p> <p>ア 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。</p> <p>イ 事務事業は、その目的を達成するために有効なものとなっているか。</p> <p>(ア) 目的に見合った成果が得られているか。</p> <p>(イ) 少子高齢化等の社会情勢の変化や男女共同参画の推進等の行政需要の変化への対応は適切になされているか。</p> <p>(ウ) 慣例・前例の踏襲のみを理由に実施されていないか。</p> <p>(エ) 実態が実質的な内容を伴わず形骸化していないか。</p> <p>ウ 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。</p> <p>(ア) 事務事業の目的を超えた過大な支出となっていないか。</p> <p>(イ) 成果に対して最少の経費、労力で事務事業が執行されているか。</p> <p>エ 国又は他の地方公共団体との役割分担や費用負担は、適切なものとなっているか。</p> <p>オ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。</p> <p>カ 内部統制が適切に整備され、運用されているか。</p> <p>キ 組織は簡素で、かつ、合理的なものとなっているか。</p> <p>ク 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、公正性が確保されているか。</p> <p>(2) 留意点</p> <p>ア 法令等及び事務自体の政策的当否は、行政監査の対象外であることに留意する。</p> <p>イ 行政監査を実施するに当たっては、次に掲げるものは対象外であることに留意する。</p> <p>(ア) 自治事務</p> <p>A 労働組合法の規定による労働争議のあっせん、調停及び仲裁その他地方労働委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）</p> <p>(イ) 法定受託事務</p> <p>A 当該監査に際して開示することにより、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。）</p> <p>B 当該監査に際して開示することにより、個人の秘密を害することとなる事項に関する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。）</p> <p>C 土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務</p> <p>2 計画策定</p> <p>(1) 計画は、現状分析、将来予測、年次計画、事業費、財源、施設の立地条件、組織等が十分検討されており、既存のものとの整合性が図られ、適正な規模になっているか。また、関係部局間で十分連絡調整がなされ、実行可能なものとなっているか。</p> <p>(2) 調査、研究は綿密に行われ、計画の策定に用いた基礎資料、統計資料等は十分かつ適切なものか。</p> <p>(3) 同種の民間事業との役割分担は、十分検討されているか。</p>	<p>法2⑭⑮</p> <p>法2⑭⑮</p> <p>法2⑭ 令140の6</p> <p>法2⑥⑪⑫</p> <p>法2⑯ 令140の6</p> <p>法2⑰ 令140の6 法138の3</p> <p>令121の4① 令140の5①</p> <p>令121の4② 令140の5②</p>

行政監査の着眼点

<p>(4) 費用対効果等、経済性は十分検討されているか。</p> <p>(5) 関係法令等に基づいた計画内容となっているか。</p> <p>(6) 関係法令等に定める事務手続を行っているか。</p> <p>(7) 国、都道府県等の関係機関との連絡調整は適切に行われているか。</p> <p>(8) 地元住民等との調整は、十分行われているか。</p> <p>(9) 計画の見直しは、効果、社会経済情勢の変化等を踏まえて、その修正原因を十分調査・検討の上適切に行われているか。</p> <p>3 建設事業</p> <p>(1) 建設事業の施行に当たり、その着手、完成の時期及び施工内容は計画に適合しているか。</p> <p>(2) 事業着手に当たり、国及び都道府県等の関係機関への届出等は適切に行われているか。</p> <p>(3) 実施する建設事業の計画は、公共施設等総合管理計画に基づき作成されたものであるか。</p> <p>(4) 工事に係る入札・契約事務の執行体制は合理的に確立され、その機能は十分果たされているか。</p> <p>(5) 請負業者の選定基準、選定方法は適正か。</p> <p>(6) 工事に係る監督、検査体制は合理的に確立され、その機能は十分に果たされているか。</p> <p>(7) 工法、資機材の選択が経済性、安全性及び施工について十分検討され、適切に行われているか。</p> <p>(8) 工事による騒音、振動等の防止に努めているか。</p> <p>(9) 関連事業及び工事相互間の連絡調整は適切か。</p> <p>(10) 建設廃材の処分又は再利用は適切に行われ、地球環境の保全や資源の有効利用が図られているか。</p> <p>(11) 関係住民に対する事業の周知活動は適切に行われているか。</p> <p>(12) その他「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」の「6 建設事業（委託又は受託工事を含む。）(3)(4)」を準用する。</p> <p>4 施設管理</p> <p>(1) 教育施設、文化施設、社会福祉施設等</p> <p>ア 施設の管理運営は、運営時間、サービス等施設の設置目的に合致しているか。また、市民の利便性を考慮したものとなっているか。</p> <p>イ 管理運営に当たり、公共性、経済性は考慮されているか。</p> <p>ウ 施設の管理運営を直接行うか、法人その他の団体に行わせるかを、能率化、効率化を踏まえ適正に決定しているか。</p> <p>エ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に基づいて適正に行われているか。</p> <p>オ 指定管理者との間で締結する協定等に、公の施設の適正な管理を確保するために必要な事項が明記されているか。</p> <p>カ 指定管理者制度を採用した場合、経済性、効率性の向上は図られているか。また、利用料金制の導入など、指定管理者の経営努力を促す方策がとられているか。</p> <p>キ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。</p> <p>ク 管理運営態様の見直しは社会情勢の変化に応じて適切になさ</p>	<p>法2⑭</p> <p>法2⑯</p> <p>法2⑯</p> <p>法245</p> <p>法2⑭</p> <p>法234 令167 適正化法 令167の4～13 法234の2① 令167の15</p> <p>環境基本法8① 騒音規制法 振動規制法</p> <p>法149⑥、239④ 令170の4 資源有効利用促進法 廃処法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>法244①</p> <p>地財法8 法244の2③</p> <p>法244の2③</p> <p>法244の2⑧⑨</p> <p>法244の2⑩ 地財法8</p>
---	---

行政監査の着眼点

<p>れているか。</p> <p>ケ 関係部局並びに関連する各種施設との連絡調整は、十分図られているか。</p> <p>コ 管理体制、人員配置は、施設規模、他都市の同種施設等からみて適正なものか。</p> <p>サ 施設管理者等は、公共施設等総合管理計画を踏まえ、利用対象者の増減、多角的利用状況等の現状を把握し、課題があれば解決に必要な対応がとられているか。</p> <p>シ 財産管理について、資産台帳、備品台帳等が整備され、また、行政財産の目的外使用、貸付がある場合、手続は適正になされているか。</p> <p>ス 各種案内や規制事項についての表示は、利用者に分かりやすく、適所になされているか。</p> <p>セ 施設利用についての市民への広報・広聴は適切になされているか。また、広聴の結果は整理され、施設等の改善、利用促進に役立っているか。</p> <p>ソ 施設への誘導案内標識等は適切に措置されているか。</p> <p>タ 施設の設備及び運営について、法令等に基づき監督官庁から指摘を受けた事項については、適切に是正されているか。</p> <p>チ 施設及び設備は、高齢者や障がい者、児童等への配慮がなされているか。 また、必要に応じて外国人への配慮はなされているか。</p> <p>ツ 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。</p> <p>テ 飲料水や洗面所等の衛生管理は万全か。</p> <p>ト 利用の妨げとならないよう、施設内の整理整頓や機器類の整備はなされているか。</p> <p>ナ 危険物等の集中管理や立入禁止区域の出入口管理は万全か。</p> <p>ニ 使用料金又は利用料金は、類似施設と比較して適切か。</p> <p>ヌ 施設のセキュリティ等の体制は万全か。</p> <p>ネ 利用申請について、方法・様式は簡素化され、期間の設定など利用者の立場に立っているか。</p> <p>ノ 職員の接遇等についての必要な研修は、実施されているか。</p> <p>ハ 利用者のプライバシーの保護について十分配慮されているか。</p> <p>ヒ 施設内で遊休化したスペース及び設備はないか。</p> <p>(2) 道路、公園等</p> <p>ア 境界管理及び施設（橋、トンネル、遊具等）の安全管理は適切か。</p> <p>イ ゴミ、吸い殻や空き缶などが散乱することのないよう適切な措置がとられているか。</p> <p>ウ 樹木、草花は、適切に管理されているか。</p> <p>エ 放置自動車、放置自転車の防止対策は十分か。</p> <p>オ 高齢者や障がい者、児童等の歩行への配慮は十分か。</p> <p>カ 道路、公園施設は有効に機能しているか。</p> <p>(3) 用地等</p> <p>ア 取得、管理、運用及び処分は、統一的な取扱い方針や手続に</p>	<p>法138の3②</p> <p>地公法24⑤</p> <p>地財法8</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律6</p> <p>消防法</p> <p>浄化槽法8～11 建築物における衛生的環境の確保に関する法律4</p> <p>消防法（第3章） 法225 令154</p> <p>地公法39</p> <p>地財法8</p> <p>道路法19 都市公園法2の3 道路法42① 都市公園法2の3 道路法42① 都市公園法2の3</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律1、10①③④、13④⑤</p> <p>地財法8</p>
---	--

行政監査の着眼点

<p>基づいて実施されているか。</p> <p>イ 位置、面積など事業目的に適合した用地であり、取得に際しては、不要な権利等を抹消し、取得後は速やかに登記を行ったうえで事業に供されているか。</p> <p>ウ 先行取得された用地は、早期事業化が図られているか。また、代替地の取得後、その登記や元地の処分ははかどっているか。</p> <p>エ 未利用の土地は、全庁的な情報共有と検討が行われ、その結果に基づき所管替えなどを行ったうえで有効利用されているか。また、行政利用の見込みがなくなった土地は、速やかに貸付や売り払いなどの処分が行われているか。</p> <p>オ 合併前の旧市町村からの継承財産の整備・管理体制は十分か。</p> <p>カ 敷地境界が明確で、良好かつ安全な状態に保つとともに、必要に応じて立入規制が行われているか。</p> <p>キ 行政財産の目的外使用は、本来の事業目的に支障を与えない範囲で適正に行われているか。</p> <p>(4) 市営住宅</p> <p>ア 公募の方法は適正か、公募によらない特定入居は適正に行われているか。</p> <p>イ 入居資格の審査は、基準収入の認定、同居親族の有無、住宅に困窮しているか等適正に行われているか。</p> <p>ウ 同居及び承継の審査は、国土交通省令で定める事項により適正に行われているか。</p> <p>エ 入居者の選考は、基準に従った公正な方法で行われているか。</p> <p>オ 家賃の決定は、規模、設備、立地条件及び入居者の所得等を勘案し、また、他団地との調整や施策対象層への配慮を行い適正に決定されているか。</p> <p>カ 家賃の変更は、不均衡是正を図るための定期的な見直しや、維持管理経費の確保も勘案しつつ適切に行われているか。また、住宅改善、建替え等に伴う負担の急増緩和には配慮しているか。</p> <p>キ 家賃、敷金の減免及び徴収猶予は、十分な実態調査により適切に行われているか。</p> <p>ク 敷金は、その目的に沿った運用が適切に行われているか、また、敷金の運用に係る利益金は入居者の共同の利便のために、適切に使用されているか。</p> <p>ケ 家賃改定に伴う敷金の追徴、還付、また、立ち退き時の敷金の還付は適正に行われているか。</p> <p>コ 家賃滞納者へは、早期督促、状況に応じた納付指導、法的措置等の対策を講じているか。</p> <p>サ 収入超過者及び高額所得者の認定、通知、措置は適切に行われているか。</p> <p>シ 入居者の状況の的確な把握に努めているか。</p> <p>ス 入居権の譲渡、転貸や、無断増築等の防止、是正に努めているか。</p> <p>セ 監理員、防火管理者等は適切に設置されているか。</p> <p>ソ 住宅修繕に要する経費の負担区分は明確になっているか。</p> <p>タ 共同施設及び付帯施設は適切に管理されているか。</p> <p>チ その他「(1)教育施設、文化施設、社会福祉施設等」の該当項目を準用する。</p> <p>5 規制行政 (1) 一般的事項</p>	<p>法238の4、238の5 地財法8</p> <p>地財法8</p> <p>地財法8</p> <p>地財法8</p> <p>法238の4⑦</p> <p>公住法22 公住令5</p> <p>公住法23、24 公住令6 公住法27⑤⑥</p> <p>公住法25 公住令7 公住法16① 公住令2</p> <p>公住法16② 公住令3</p> <p>公住法16④⑤、18②、19</p> <p>公住法18①③</p> <p>公住法32</p> <p>公住法28、29 公住令8、9</p> <p>公住法15 公住法27</p> <p>公住法33 公住法21 公住法15</p>
--	--

行政監査の着眼点

<p>ア 規制行政（公共の秩序を維持し、又は経済、環境等について望ましい秩序を作り出すための行政）を行うに当たり、許認可、実態の監視及び代執行その他の強制措置についての審査基準、処分の基準、標準処理期間等が整備されるとともに、これらが公にされ、また、見直しが適切になされているか。</p> <p>イ 許認可事務等は、関係法令等に基づき、迅速、確実かつ公正に処理されているか。</p> <p>ウ 関係機関、部局との調整、連携が適切に行われているか。</p> <p>エ 規制の内容等についての市民への広報及び指導は、適切になされているか。</p> <p>オ 監視は十分に行われ、違反物件等に対する是正措置は適切に行われているか。</p> <p>カ 不服申立てに対して、法令等の手続により迅速に対応がなされているか。</p> <p>キ 規制内容が時代の要請に適合しているか等の各種分析が十分に行われ、その成果が活用されているか。</p> <p>ク 関係機関等検査は、適切に受けているか。</p> <p>ケ 審議会等の構成、運営は適切で、活動は十分に行われているか。</p> <p>コ 普及・啓発媒体は、効率よく活用され、市民にとってよく理解できる内容となっているか。</p> <p>サ 外部からの情報に対し適切に対応し、必要に応じ立入調査等は実施されているか。</p>	<p>行政手続法5、6、12 【注】3②、38</p> <p>行政手続法7、8 【注】3②、38 法138の3①②</p> <p>行政不服審査法</p>
<p>(2) 個別事項（例示）</p>	
<p>ア 廃棄物、ごみ減量化</p> <p>(ア) 廃棄物処理業者の許可手続は適正か。</p> <p>(イ) 廃棄物処理業者及び事業者への立入検査、指導及び監督は適切に行われているか。</p> <p>(ウ) 普及・啓発活動は、媒体の選択が適切で、ごみ減量化の推進につながっているか。</p> <p>(エ) 資源ゴミ回収用具の貸与及び管理は適切か。</p> <p>(オ) 市庁舎等は、用紙等の節減、再利用に率先して取り組んでいるか。</p> <p>(カ) 大規模事業者等への調査・指導は、ごみ減量化の推進につながっているか。</p> <p>(キ) 不法投棄の監視は適切に行われているか。</p> <p>(ク) 不用品情報誌等への情報提供は適切で、目的が明確になっているか。</p> <p>(ケ) 廃棄、再利用の分別収集等のシステムは、構築されているか。</p>	<p>廃処法7～9の2の4 廃処法19～19の6</p> <p>廃処法4④</p> <p>廃処法5⑤ 廃処法4① 資源有効利用促進法9</p> <p>廃処法16、19①③、19の3、19の4 環境基本法27、36</p> <p>環基法23④、36 資源有効利用促進法9</p>
<p>イ 環境保全</p> <p>(ア) 環境保全の行動指針等は、有効に定められ、積極的に取り組まれているか。</p> <p>(イ) 市庁舎等では、率先してエネルギーの節減等に取り組まれているか。</p> <p>(ウ) 環境美化に対する市民の意識向上、協力推進への取り組みはなされているか。</p> <p>(エ) 工場等発生源に対し、基準の監視、指導は行われているか。</p>	<p>環基法14</p> <p>環基法8</p> <p>環基法25、36</p> <p>環基法21①、36 悪臭防止法4、7 騒音規制法4、5 振動規制法4、5 下水道法8、12の2、24、28～31</p>

行政監査の着眼点

<p>(オ) 主要発生源工場等には、常時監視が行われ、緊急時における措置の対策はなされているか。</p> <p>(カ) 河川、道路等の清掃は、計画的に実施されているか。</p> <p>(キ) 自動車排出ガスに関する調査研究は進展しているか。</p> <p>(ク) 低公害車自動車の導入促進は計画的に行われているか。</p> <p>(ケ) 遮音壁の設置事業は促進されているか。また、関係機関への要望はなされているか。</p> <p>(コ) 公害防止設備等の設置促進に取り組まれているか。</p>	<p>大気汚染防止法3、4、13、13の2、18の3 水質汚濁防止法3、12～12の3、12の4、13の4、14の11 悪臭防止法10、11 騒音規制法21の2 振動規制法19 下水道法21 大汚防17、20、22、23 水汚防14の2、15 河川法16の2 河川法施行令10の3 道路法42① 環基法28、36 環基法22①、24②、36 環基法22①、36 環基法22①、36</p>
<p>6 助成行政</p> <p>(1) 補助金等</p> <p>ア 合目的性</p> <p>(ア) 補助金等（社会福祉、保健、保育、教育、産業振興等の充実のための市民に対する財・サービスの提供）に係る運用基準、要綱等は制度の目的に合致して整備されているか。</p> <p>(イ) 補助金等の見直しは、社会経済情勢や行政需要の変化等を踏まえ適時に行われているか。</p> <p> A 所期の目的を達成しているにもかかわらず、規程及び慣例を踏襲し、漫然と継続しているものはないか。 見直しに当たって、主観的判断を避けるため、終期設定や見直し基準等を整備しているか。</p> <p> B 民間の同種のサービス等との比較から均衡を欠いていないか。 モニタリングや苦情・相談等の分析を基に検討がなされているか。</p> <p> C サービス水準が他の行政サービスと比べ均衡を欠いていないか。 モニタリングや苦情・相談等の分析を基に検討がなされているか。</p> <p>(ウ) 行政サービスの範囲と補助対象団体等の事業範囲は区分されているか。行政と補助対象団体等のサービスの重複がないよう、交付要綱等において対象経費が明確に区分されているか。</p> <p>(エ) 運営費、事業費が補助対象になっている場合、その中で特定の経費が基準を著しく上回っている、又は下回っていることはないか。補助目的に要する経費に対し、会議食糧費や視察旅費などが大部分を占め、実質的な公益活動が損なわれていないか。</p> <p>(オ) 事業の変更、中止、終了等に伴う補助金等の更改、廃止は適切に行われているか。終期の設定（時限性）がなされる必要はないか。 見直しに当たって、主観的判断を避けるため、見直し基</p>	<p>法2⑭⑮ 行政手続法38 行政手続法38 法2⑮ 法2⑮ 法232の2</p>

行政監査の着眼点

<p>準を整備しているか。</p> <p>イ 運用や手続の合規性・効率性</p> <p>(ア) 補助金等の運用は公正円滑に行われ、また、計画的かつ効率的に行われているか。</p> <p>(イ) 申請手続(申請書類等)は必要最小限であるか等、市民の利便性を考慮したものとなっているか。</p> <p>(ウ) マニュアル等は作成されているか。</p> <p>(エ) 行政手続法にのっとった基準等が示されているか。</p> <p>ウ 効果</p> <p>(ア) 市民のニーズに合い、期待されている効果を発揮しているか。</p> <p>A 行政需要が減少しているもの、又は事業効果が希薄なもので、縮小、廃止が適当と認められるものはないか。</p> <p>団体運営費補助について、補助金額を上回るような多額の繰越金が生じていないか。</p> <p>補助対象事業費全体に占める補助金の額が極端に低いものはないか。</p> <p>事業規模に関係なく、一律に定額の補助が行われていないか。</p> <p>モニタリングや苦情・相談等の分析を基に効果の検討がなされているか。</p> <p>B 市民や公益団体等の自主的努力に委ねるべきもの、又は打ち切り、転換を必要とするものはないか。</p> <p>補助金等が経常的な財源となってしまうことがないよう、要綱等の見直しの検討を行うとともに、対象団体にもその趣旨を十分理解してもらえよう働きかけているか。</p> <p>C 補助金等が通常必要とする以上に供給され、妥当性を欠くものはないか。</p> <p>本来、個人や団体の責任においてなされるべき範囲のものではないか。</p> <p>(イ) 補助金等の他に行政効果を向上させる方法はないか。</p> <p>NPO法人、ボランティア団体等の育成、活用の検討がなされているか。</p> <p>(ウ) 補助事業と補助対象団体の独自の事業との区別が明確になっているか。</p> <p>補助対象基準に定められていない経費が含まれていないか。また、補助目的以外に使用されていないか。</p> <p>予算・決算は、補助対象事業と団体の自主事業等が明確に経理区分されているか。</p> <p>補助金交付要綱等にのっとった会計処理がされているか。</p> <p>経理区分間繰入は安易になされていないか。繰入伺書等は整備されているか。</p> <p>エ 公平性</p> <p>(ア) 対象者の一部にサービスが集中していないか。</p> <p>モニタリングや苦情・相談等の分析を基に検討がなされているか。</p> <p>(イ) 受益者負担は適切に行われているか。</p> <p>補助対象団体の事業費に占める、会費等の自己資金の割合が、著しく低くないか。</p> <p>補助対象者に偏りはないか。</p> <p>(ウ) 補助制度は十分利用されているか。また、利用状況が低</p>	<p>行政手続法5、6</p> <p>行政手続法38</p> <p>法2⑮</p> <p>法10②</p> <p>法232の2</p> <p>法2⑭⑮</p>
--	---

行政監査の着眼点

<p>率なものについて問題点が把握され、解決について努力されているか。 モニタリングや苦情・相談等の分析を基に検討がなされているか。</p> <p>(エ) 補助金等各種の制度についての市民への広報・広聴は適切になされているか。 市役所ホームページ、市政広報紙等での周知は十分になされているか。 パンフレット等の作成部数、配布箇所の設定は適切か。</p> <p>オ 指導</p> <p>(ア) 補助金等の交付団体に対する指導・監督は、適切に行われているか。</p> <p>(イ) 補助金等にかかる各種の指導相談業務は、迅速、確実かつ効果的に行われているか。 モニタリングや苦情・相談等の分析を基に検討がなされているか。</p> <p>(ウ) プライバシーの保護について十分配慮されているか。</p> <p>(エ) 運営費が補助対象となっている団体において、監事による監査などを通して、内部統制が図られているか。</p> <p>(2) 貸付金</p> <p>ア～オは、(1) 補助金等を準用</p> <p>カ 貸付金の回収等</p> <p>(ア) 貸付金の償還に係る事務（償還金台帳等の整備）は適切か。</p> <p>(イ) 滞納者への納付指導等は適切になされているか。</p> <p>(ウ) 保証人等への対応は適切になされているか。</p> <p>(エ) 債権の回収等は適切になされているか。</p> <p>(オ) 社会経済情勢の変化に見合う貸付金の金利や回収基準の設定が行われているか。</p> <p>7 団体管理</p> <p>(1) 事務管理</p> <p>ア 事務事業の進行管理は、効率的にかつ適切に行われているか。</p> <p>イ 要綱等に規定されている事務手順は定着し、厳守されているか。</p> <p>ウ 事務手順を、改善することにより、時間、経費を節約できる余地はないか。 改善された事務手順は、定着しているか。また、再検討する必要はないか。</p> <p>エ リスクが発生する可能性のある点が把握されているか。また、発生を防止する手続が定められているか。</p> <p>オ 調査研究の成果その他行政資料の収集、保管、及び廃棄並びにこれらの情報管理は、適正に行われているか。</p> <p>カ 調査研究の成果が十分利用されているか。また、事務事業の成果が他の事務事業に生かされているか。</p> <p>キ 同一事務事業の処理方法等が、担当部局によって不統一になっていないか。</p> <p>ク 事務改善の提案制度を採用している場合、制度は有効に機能しているか。機能していない場合、原因は十分検討されているか。</p> <p>ケ 従来の事務処理方法を踏襲しているため、効率的でないものはないか。</p> <p>コ 事務事業の手法、実績等を毎年度評価し、改善すべき点を次</p>	<p>法2⑭⑮</p> <p>法⑮</p> <p>法2⑭⑮</p> <p>法138の3②</p> <p>法2⑮</p>
--	---

行政監査の着眼点

<p>年度に生かしているか。</p> <p>サ 職務権限が明確でないため、事務処理が滞る事態が起きていないか。</p> <p>シ 職務権限が下位の職に委譲されていないため、効率的でないものはないか。</p> <p>ス 決裁区分は妥当か、不要な合議が行われていないか。</p> <p>セ 会議等が必要以上に多く、決定までに相当の日時を要しているものはないか。</p> <p>ソ その他「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」の「5 事務管理」を準用する。</p> <p>(2) 人事管理</p> <p>ア 職員の事務（業務）配分、業務量は適切か。また分担表が骸化していないか。</p> <p>イ 長時間の時間外勤務が慢性化している職場について、事務の合理化等の余地はないか。</p> <p>ウ 類似業務を行っている他の係、課と比較して業務量に見合った職員数となっているか。</p> <p>エ 業務量の増減と職員数の増減は、関連しているか。</p> <p>オ 職員の配置は、業務の専門性（有資格等）により適切になされているか。</p> <p>カ 嘱託や臨時職員の採用は、処理業務の性質及び必要性を十分勘案し、適切に行われているか。</p> <p>キ 職員の資質の向上、業務能率向上のための研修は体系的に行われているか。</p> <p>ク 職員の健康管理、職場の安全管理は適切か。</p> <p>ケ その他「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」の「3 人事管理」を準用する。</p> <p>(3) 組織管理</p> <p>ア 事務処理は、職務権限又は事務分掌どおりに行われているか。</p> <p>イ 行政を円滑かつ効率的に推進するため、組織の内部及び組織間の連絡調整は、十分図られているか。</p> <p>ウ 組織は、社会情勢や行政需要の変化等に対応して、合理的に見直しが行われているか。</p> <p>エ 他部局の事務事業と統合できるものはないか。また、他部へ所管換えすることにより、能率的、効率的になるものはないか。</p> <p>オ 市民にわかりやすい組織となっているか。</p> <p>カ 指揮命令系統が一元化されているか、また、責任体制は明確になっているか。</p> <p>キ 管理点検体制は整備され、有効に機能しているか。</p> <p>ク 事務事業の変化に伴って、組織の改編等は適切に行われてるか。</p> <p>ケ 縦割り等の組織となっているため、非能率、非効率となっているものはないか。</p> <p>コ 公益通報者保護制度は適切に運用されているか。</p> <p>サ その他「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」の「2 組織管理」を準用する。</p> <p>(4) 情報化、IT化</p> <p>ア 事務処理をIT化することによって、能率的に処理できるものはないか。また、事務のIT化は、その効果を十分上げているか。</p> <p>イ 事務事業のIT化、情報化に当たっては、費用対効果について十分検討されているか。</p>	<p>法2⑮</p> <p>地公法14</p> <p>地公法24⑤</p> <p>地公法24⑤</p> <p>地公法22②～⑦</p> <p>法138の3①</p> <p>法138の3②、180の3</p> <p>法2⑮、158①②</p> <p>法2⑮、158①②</p> <p>法138の3</p> <p>法2⑮、158①②</p> <p>法2⑮、180の4</p> <p>法2⑮</p> <p>法2⑭</p>
--	---

行政監査の着眼点

<p>ウ 事務事業の情報化に当たっては、関連業務とのトータル化含め、総合調整が適切に行われているか。</p> <p>エ 情報化に当たっては、行政資料等の相互利用、有効活用についての配慮がなされているか。</p> <p>オ 個人情報の保護を含む情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ対策の方針・規則）が定められ、適正に運用されているか。また、組織や社会の変化に合わせ定期的に見直されているか。</p> <p>カ IT機器の故障、停電等の緊急事態に対して迅速に対応できる体制をとっているか。</p> <p>キ 職員へのシステムの周知・研修・訓練は十分に行われているか。</p> <p>また、情報セキュリティの研修は十分に行われているか。</p>	<p>法138の3</p> <p>個人情報の保護に関する法律11</p> <p>地公法39</p>
<p>(5) 外部委託化</p> <p>ア 事務の外部発注等実施方法を変更することにより、事務を能率的かつ効率的に処理できるものはないか。</p> <p>イ 一時的又は大量に発生する事務事業で、外部委託した方が合理的なものはないか。</p> <p>ウ 高度又は特殊な技術や設備を要するため、外部委託することが適当なものはないか。</p> <p>エ 市が直接実施するよりも民間部門のサービスや市民の自主的な活動によった方が効果的なものはないか。</p> <p>オ 外部委託をした結果、委託料の増大を招き、負担となっているものはないか。</p> <p>カ 受託団体が、受託業務を契約内容に反して他の団体へ再委託しているものはないか。</p> <p>キ 外部委託している場合、委託業者の法令順守を担保する仕組みは整備されているか。</p> <p>ク 委託業務に係る入札契約事務の執行体制は合理的に確立され、その機能は十分果たしているか。</p> <p>ケ 委託業者の選定基準、選定方法等は適正か。</p> <p>また、委託する際の仕様書等は適切に作成されているか。</p>	<p>法215</p> <p>法215</p> <p>法234 令167、167の2 令167の4～13</p>
<p>(6) 広報・広聴</p> <p>ア 事務事業に係る広報、広聴活動は適切に行われ、事務事業の趣旨は関係者及び市民に周知徹底されているか。</p> <p>イ 広報の内容は、正確で市民に分かりやすく、表現は適切か。</p> <p>ウ 広報媒体の選択は適切か。</p> <p>エ 発行時期、部数、配布先、配布方法は適切か。</p> <p>オ 広報効果の把握、分析、フォローは行われているか。</p> <p>カ 有効に活用されていない又は内容が重複したパンフレット、冊子、その他の印刷物はないか。</p> <p>キ 広聴の結果は、事務事業の改善等に反映されているか。</p>	